

時論公論 「日印原子力協定 その意味と課題」

2013年05月30日(木)

安倍総理とインドのシン首相の会談が東京で行われ、日本の原子力関連技術のインドへの輸出を可能にする原子力協力協定の交渉を進めていくことで合意しました。

NPT・核拡散防止条約の枠外にあるインドとの協力をどこまですすめてよいのか。

日本の原発を海外に輸出することの是非は十分に議論されたのか。

今夜はインドとの原子力協定の意味と課題を考えます。

固く握手を交わす二人の首脳。

12億の人口が電気を必要とするインドと高い技術力で新興国への進出をはかる日本。

双方の首脳が会談に重大な関心をもって臨んだのが原子力です。

共同声明は、交渉が停滞していた原子力協定について「早期妥結にむけて交渉を加速する」と宣言しました。

原子力協定は核関連の物質や技術の移動を可能にするために政府間で結ばれるもので妥結にいたりますと大規模なインフラ輸出に大きな可能性を開くものとなります。

しかし交渉を進める前に、私は二つのことをよく考えておかねばならないと思います。

そのひとつが核の不拡散の問題です。

核保有国であるのにNPTに入っていないインドは、今、国際的な核管理体制の中で、「特別扱い」をされている状態です。

インドに対し条件付きながら核燃料や原子炉などを輸出できるとしたのがアメリカとの原子力協力協定でした。

インドに独自に核を開発させるよりも国際的な核管理の輪の中に取り込むべきだとするのがアメリカの立場でした。